

亀山市公告第5号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

令和3年1月26日

亀山市長 櫻井 義之

1 法定外公共物の種類

道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路

2 法定外公共物の所在及び面積

（1）亀山市本町一丁目552番5地先 11.29 m<sup>2</sup>

（2）亀山市本町一丁目411番1地先 1.24 m<sup>2</sup>